

川越地区消防組合特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越地区消防組合が発注する特定の建設工事（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する事業に係る建設工事を除く。）において、複数の建設業者が経験の結集、技術の拡充強化、融資力の増強及び危険の分散を図ることにより、建設工事を適正、円滑かつ確実にを行うことを目的として、受注、施工するために結成される事業の組織体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営形態)

第2条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、原則として各構成員が対等の立場（出資割合・派遣職員等）で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、原則として、技術者を適正に配置して共同実施を確保しえるよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

構成員が2者の場合 30パーセント以上

構成員が3者の場合 20パーセント以上

(対象建設工事)

第3条 特定建設工事共同企業体により実施対象とする建設工事は、建設工事の種類、規模、技術的難易度等を勘案し、管理者が決定する。

(結成方法)

第4条 特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体を結成しようとする者により自主結成することを原則とする。

(代表者の選定)

第5条 特定建設工事共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）の代表者（以下「代表構成員」という。）は、施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(申請及び資格審査)

第6条 特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、構成員が締結した特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）、委任状（様式第3号）その他申請に必要な書類を添えて入札参加資格審査の申請をするものとする。

2 前項の申請は、代表構成員が行うものとする。

3 管理者は、特定建設工事共同企業体から第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項各号の資格要件及び同条第2項の状況を審査し、入札参加資格の有無を決定するものとする。

4 管理者は、前項の審査の結果について、代表構成員に通知する。

(資格要件)

第7条 特定建設工事共同企業体は、次に掲げる要件を満たす場合でなければ入札に参加することができないものとする。

- (1) 構成員は、川越地区消防組合競争入札参加者の資格等に関する規程第2条において準用する川越市競争入札参加者の資格等に関する規程第2条第1項に規定する川越市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (2) 構成員の数は、3者以内であること。ただし、建設工事の規模、技術的難易度等により管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 当該工事に対応する許可業種につき、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有しての営業年数が1年以上あること。ただし、相当の施行実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が1年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- (4) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (5) すべての構成員が、当該工事に対応する許可事業種に係る管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

2 構成員は、同一建設工事で他の共同企業体の構成員となることはできない。

(存続期間)

第8条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 工事請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後12月を経過した日までとする。
- 二 前号に規定する特定建設工事共同企業体以外の特定建設工事共同企業体は、前号の工事請負契約が締結された日までとする。

(解散後の目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第9条 特定建設工事共同企業体の解散後、当該特定建設工事共同企業体が施工した工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において各構成員は、その不適合について共同連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。(令和4年4月1日決裁)
- 2 改定後の川越地区消防組合特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事に適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った建設工事については、なお従前の例による。